

岩 手 県 報

号 外
平 成 17 年 11 月 30 日
水 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

条 例	頁
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）	1
○一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………（ 〃 ）	2
○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………（ 〃 ）	3
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（ 〃 ）	4
○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（ 〃 ）	13

公布された条例のあらまし

- 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第69号）
特別職の職員の期末手当の支給割合を改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第70号）
 - 1 特定任期付職員の給料月額を改定することとした。（第7条関係）
 - 2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定することとした。（第9条関係）
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第71号）
 - 1 任期付研究員の給料月額を改定することとした。（第5条関係）
 - 2 任期付研究員の期末手当の支給割合を改定することとした。（第6条関係）
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第72号）
 - 1 一般職の職員の給料月額を改定することとした。（別表第1－別表第5関係）
 - 2 一般職の職員の初任給調整手当について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する支給月額の限度額を引き下げることとした。（第26条の2関係）
 - 3 一般職の職員の扶養手当について、配偶者に係る支給月額を減額することとした。（第27条関係）
 - 4 一般職の職員の通勤手当について、交通用具使用者に係る支給月額の限度額を引き上げることとした。（第29条関係）
 - 5 一般職の職員の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第39条関係）
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第73号）
 - 1 市町村立学校職員の給料月額を改定することとした。（別表第1－別表第3関係）
 - 2 市町村立学校職員の扶養手当について、配偶者に係る支給月額を減額することとした。（第22条関係）
 - 3 市町村立学校職員の通勤手当について、交通用具使用者に係る支給月額の限度額を引き上げることとした。（第24条関係）
 - 4 市町村立学校職員の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第30条関係）

条 例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第69号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の額) 第3条 〔略〕 2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）11級の職務にある職員の例による。 (給与に関する特例) 第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表11級の職務にある職員の例による。	(給与の額) 第3条 〔略〕 2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）11級の職務にある職員の例による。 (給与に関する特例) 第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表11級の職務にある職員の例による。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第70号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>404,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>457,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>514,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>585,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>668,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>781,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>913,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 〔略〕 (給与条例等の適用除外等) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条	号 給	給料月額		円	1	404,000	2	457,000	3	514,000	4	585,000	5	668,000	6	781,000	7	913,000	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>403,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>456,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>513,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>583,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>666,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>779,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>911,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 〔略〕 (給与条例等の適用除外等) 第9条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条	号 給	給料月額		円	1	403,000	2	456,000	3	513,000	4	583,000	5	666,000	6	779,000	7	911,000
号 給	給料月額																																				
	円																																				
1	404,000																																				
2	457,000																																				
3	514,000																																				
4	585,000																																				
5	668,000																																				
6	781,000																																				
7	913,000																																				
号 給	給料月額																																				
	円																																				
1	403,000																																				
2	456,000																																				
3	513,000																																				
4	583,000																																				
5	666,000																																				
6	779,000																																				
7	911,000																																				

例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。

- 3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。

4 [略]

例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

- 3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。
- 前項の規定の適用については、職員が受けていた給料月額は、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第71号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号 給	給料月額	号 給	給料月額
	円		円
1	<u>409,000</u>	1	<u>408,000</u>
2	<u>483,000</u>	2	<u>482,000</u>
3	<u>561,000</u>	3	<u>560,000</u>
4	<u>653,000</u>	4	<u>651,000</u>
5	<u>762,000</u>	5	<u>760,000</u>
6	<u>870,000</u>	6	<u>868,000</u>
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号 給	給料月額	号 給	給料月額

	円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

3～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。

	円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

3～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。
- 前項の規定の適用については、職員が受けていた給料月額は、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第72号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号及び第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額307,900円 (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額50,200円 (3)・(4) [略] 2・3 [略] (扶養手当)	(初任給調整手当) 第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号及び第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額306,900円 (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円 (3)・(4) [略] 2・3 [略] (扶養手当)

第27条 〔略〕

2 〔略〕

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 〔略〕

（通勤手当）

第29条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して33,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額

(3) 〔略〕

3～7 〔略〕

（勤勉手当）

第39条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

第27条 〔略〕

2 〔略〕

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 〔略〕

（通勤手当）

第29条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して35,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額

(3) 〔略〕

3～7 〔略〕

（勤勉手当）

第39条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000

再任 用職 員以 外の 職員	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
	32			316,200								
再任 用職 員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第42条に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以	1	円 —	円 —	円 —	230,300	266,200	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700
	2	156,200	171,500	197,900	238,100	275,200	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500
	3	162,800	178,700	205,900	246,800	284,300	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400
	4	169,900	187,800	214,000	255,800	293,400	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500
	5	176,800	197,700	221,300	264,900	302,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900
	6	185,300	205,000	228,700	273,800	311,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400
	7	195,000	212,400	235,900	282,800	320,200	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900
	8	202,300	219,500	243,300	291,900	328,900	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600
	9	209,600	226,200	251,400	301,000	337,600	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500
	10	216,700	233,200	259,300	309,300	346,200	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800
	11	223,400	240,900	267,300	317,600	354,100	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300
	12	230,400	247,800	275,300	325,800	362,000	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800
	13	237,800	255,600	283,200	334,000	369,700	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400
	14	244,700	263,500	290,900	341,900	377,300	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600
	15	252,500	271,300	298,600	348,800	384,900	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800
	16	260,400	278,900	306,700	356,200	391,800	424,100	440,200	464,300	489,100	
	17	267,700	286,000	314,900	363,700	398,700	429,600	444,500	468,300	493,100	
	18	274,500	293,000	323,100	371,300	404,400	433,800	448,600	472,100	497,000	

平成17年11月30日（水曜日）

岩 手 県 報

号 外

外の 職員	19	280,700	299,800	331,000	378,800	409,800	437,300	452,100	476,100		
	20	287,200	306,400	337,900	385,900	413,400	440,500	455,500	479,800		
	21	293,600	313,100	345,300	392,800	416,400	443,900	458,800	483,400		
	22	299,600	319,500	353,000	398,400	419,400	447,200	462,300			
	23	305,900	325,700	360,600	404,200	422,400	450,500				
	24	311,800	332,100	368,100	407,700	425,600	453,900				
	25	317,400	338,400	375,100	410,700	428,300					
	26	323,200	344,800	381,900	413,600	431,300					
	27	328,800	350,800	387,800	416,600						
	28	333,700	356,200	393,600	419,800						
	29	337,200	360,800	397,100	422,600						
	30	340,800	365,200	400,000	425,400						
	31	344,600	369,700	402,900							
	32	348,400	372,200	405,800							
	33	350,700	374,800	409,000							
	34		377,300	411,800							
	35		379,900	414,500							
	36		382,400								
再任 用職 員		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	円	円	円
	2	147,000	190,500	310,100	403,500
	3	153,100	197,400	323,500	413,500
	4	160,300	204,300	336,700	422,900
	5	168,200	211,700	346,700	432,200
	6	177,100	219,600	356,800	441,600
	7	187,100	229,600	367,100	450,500
	8	193,700	230,500	376,900	459,200
	9	199,700	242,000	386,400	467,600
	10	200,300	253,600	395,900	476,600
	11	207,000	265,900	404,700	485,500
	12	214,100	278,500	413,500	495,400
	13	221,400	291,500	422,100	504,400
	14	229,600	305,100	430,200	512,800
	15	237,300	318,400	437,900	520,100
	16	245,200	331,000	445,300	524,500
	17	253,100	340,900	452,700	
	18	260,800	350,700	460,600	
再任 用職 員以 外の 職員	19	268,500	360,700	468,600	
	20	276,100	370,100	476,500	
	21	282,900	379,400	484,300	
	22	289,500	388,200	492,100	
	23	295,500	396,100	498,900	
	24	301,500	403,100	502,900	
	25	307,400	410,300		
	26	313,100	417,000		
	27	318,900	423,300		
	28	324,300	428,700		
	29	329,700	433,900		
		334,700	438,700		

	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 269,200	円 398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		

	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表(第5条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		—	—	254,300	295,700	339,300
2		134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
3		138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
4		143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
5		149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
6		157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
7		165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
8		174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
9		183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
10		190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
11		197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
12		205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
13		213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
14		220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
15		229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
16		237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
17		243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
18		249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
19		255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
20		261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
21		267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
22		272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
23		277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
24		282,400	355,100	433,500		
25		287,100	357,900	436,800		
26		290,900	360,700			
27		294,500	363,500			
28		297,400	366,300			
29		299,800	369,000			
30		301,700				
31		303,800				
32		305,700				
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表(第5条関係)

ア 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
------	-----	-----	-----	-----

号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	—	294,900	345,900	424,300
2	235,200	311,000	362,400	437,000
3	245,100	327,200	379,000	449,000
4	260,100	343,500	395,600	460,700
5	276,000	359,800	408,000	472,000
6	291,800	376,200	420,800	483,300
7	306,700	392,800	433,200	493,900
8	322,100	405,200	445,200	504,300
9	336,700	416,600	456,600	514,300
10	349,600	427,100	467,400	523,900
11	362,200	436,600	478,200	533,600
12	374,600	445,700	488,400	542,500
13	383,700	454,600	498,100	551,000
14	392,500	463,200	507,800	559,600
15	399,700	471,900	516,100	567,900
16	404,300	480,400	524,500	576,300
17	408,800	486,300	532,900	584,000
18	411,300	491,200	539,500	590,500
19		495,300	545,900	595,700
20		498,600	550,600	600,300
21		502,100	555,200	
22		505,600	559,800	
23		509,000	563,800	
24		512,400	567,900	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
再任	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
用職	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
員以	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
外の	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
職員	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900			

	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
	30			366,200				
再任用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	
	25	283,100	335,800	377,400	397,700		
	26	287,200	339,700	380,700	400,900		
	27	290,700	343,000	383,700	403,800		
	28	293,800	345,900	386,500	406,200		
	29	296,200	348,600	389,300			
	30	298,300	350,700	392,000			
	31	300,100	352,700	394,300			
	32	302,000	354,600				
	33	303,900	356,500				
	34	305,800	358,600				
	35	307,700	360,700				
	36	309,600	362,900				
	37	311,400	365,200				
	38	313,500	367,400				
	39	315,400					
	40	317,400					
	41	319,200					

再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当) 第39条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略]	(勤勉手当) 第39条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替等)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第38条第2項（同条第3項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第70号）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第9条第2項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第71号）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日

のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（給与条例第30条の3の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。）第3条に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

- 6 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）又は企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）又は企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第73号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（扶養手当） 第22条 [略] 2 [略] 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については<u>13,500円</u>、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。 4 [略] （通勤手当） 第24条 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して<u>33,000円</u>の範囲内で県人事委員会規則で定める額 (3) [略] 3～7 [略] （勤勉手当） 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額と	（扶養手当） 第22条 [略] 2 [略] 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については<u>13,000円</u>、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。 4 [略] （通勤手当） 第24条 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して<u>35,000円</u>の範囲内で県人事委員会規則で定める額 (3) [略] 3～7 [略] （勤勉手当） 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額と

する。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

する。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1 から別表第3 までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
	32			316,200								

再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	—	—	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
再任	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
用職	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
員以	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
外の	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
職員	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900			
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
	30			366,200				
再任		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100
用職								
員								

備考 この表は、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略]	(勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
（最高号給を超える給料月額の切替え等）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、県人事委員会規則で定める。
（施行日前の異動者の号給等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号給等の基礎）
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例及びこれに基づく県人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第29条第2項（同条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第70号）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（県人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して県人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち県人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）第24条の2第2項に規定する県人事委員会規則で定める額を除く。）及びへき地手当（給与等条例第25条の3の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。）第3条に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の県人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して県人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- 6 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）又は企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の適用を受ける者その他の県人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して県人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）又は企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の適用を受ける者その他の県人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して県人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該県人事委員会規則で定める額の合計額」とする。
（県人事委員会規則への委任）
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

岩手県報 号 外
 平成17年11月30日 印 刷
 平成17年11月30日 発 行
 発 行 人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1 箇月 3,400円（送料共）

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
 印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社